

2016年6月24日

### 第3者調査報告書

調査委嘱者

適格消費者団体

特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

理事長 井田 雅貴 殿

調査実施者 司法書士 荷宮あおい



#### 第1 はじめに

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止め請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の業務遂行状況を調査し、以下のとおり意見を表明する。

なお、その調査にあたり、2016年6月24日（金）10時より1時間、調査委嘱者の事務局にて帳簿等その他の書類確認とその保管状況の確認を行った。

以下、法とは消費者契約法、規則とは、消費者契約法施行規則を指す。

#### 第2 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

##### 1 規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したもの

2015年度に差止請求訴訟に至った案件はない。ただ、事業者等との交渉の経過を記録した書類は事案毎に適正に作成・保管されている。

##### 2 規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要および結果を記録したもの

2015年度に事前請求をなした事例が1件存する。事前請求後、相手方との交渉の経緯を記録した書類は適正に作成・保管されている。

##### 3 規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

事案毎に相談表等が作成され、まとめて保管されている。

以上のとおり、事案毎に適正に作成・保管されている。

##### 4 規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

差止請求情報提供業務に至った事案毎に適正に作成・保管されている。

5 規則第21条第1項第5号

規則同条同項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづりそれぞれ事案毎に適正に作成・保管されている。

6 規則第21条第1項第6号

理事会の議事録（理事会の持ち回り議決の議事録を含む）ならびに法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したもの

それぞれ適正に作成され、議事録は理事会（理事会の持ち回り議決を含む）毎に、法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したものは開催毎に、日付順に、適正に保管されている。

また、事案毎に以下の点を確認した。

「差止請求関係業務の執行に関する重要な事項の決定」（法第23条第4項各号に規定する行為【規則第17条第15号に規定する行為を除く】を相手方である事業者等または裁判所等に対し行うかどうかの決定）は、検討委員会にて承認され理事会（理事会の持ち回り議決を含む）の議決を経ていること。

7 規則第21条第1項第7号

会計簿

2015年度決算書、2015年度元帳（現金出納帳、総勘定元帳、合計残高試算表）、2015年度証憑書類は、それぞれ表題毎に分類され、適正に作成・保管されている。

8 規則第21条第1項第8号

会費、寄付金その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第25条第1号イ（2）において「会費等関係規定」という。）を記録したもの

適正に作成・保管されている。

9 規則第21条第1項第9号

法第28条第1項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの

2015年度は、当該財産上の利益の受領はなかったため、作成書類はない。

- 第3 法第16条第2項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）  
掲示看板は見やすいところに、わかりやすく表示されている。
- 第4 法第18条（変更の届け出）  
変更届出の書類は、適正に作成・保管されている。
- 第5 法第23条第3項（適格消費者団体間の連携）  
適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す消費者組織間の意見交換会資料、調査委嘱者が他の適格消費者団体に情報提供した書類等を閲覧し、調査委嘱者が差止請求関係業務に関し、他の適格消費者団体と適切な連携をはかっていることを確認した。
- 第6 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）  
法第23条第4項に該当する案件は、適正に内閣総理大臣に報告されている。
- 第7 法第27条（判決等に関する情報の提供）  
2015年度に差止請求訴訟に至った案件は存在しない。
- 第8 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）  
2015年度は、当該の財産上の利益の受領はなかったため、作成資料はない。
- 第9 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）  
定款  
業務規程  
役職員等名簿  
適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類  
財務諸表等  
収入の明細その他の資金に関する事項、寄付金に関する事項、その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類  
差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類  
上記の書類はそれぞれに書類毎に分類され、適正に作成・保管されている。
- 第10 その他  
登記事項証明書は、登記事項毎に、すみやかに適正に登記されている。

以上のおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。  
また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていること  
を認めることができる。

以上